

特定医療費(指定難病)助成制度における 「難病指定医」の申請の手引き

- 特定医療費(指定難病)の支給認定に当たり、必要な診断書(臨床調査個人票)を記載することができるのは、都道府県知事又は指定都市市長が指定した「難病指定医」に限られます。
- 難病指定医には、以下の2種類があり、ともに5年ごとの更新制となります。

【1 難病指定医】

難病指定医は、新規・更新両方の診断書(臨床調査個人票)の記載ができます。

以下の2つの要件を満たす医師が対象となります。

- (1)申請時において5年以上診断・治療の従事経験(臨床医研修の期間を含む。難病以外の診断、治療経験でも可)があること。
- (2)以下の1又は2の要件を満たすこと。

- 1 厚生労働大臣が定めた学会の専門医資格(※1)を有すること
又は
- 2 都道府県又は指定都市が実施した難病指定医研修(※2)を受講(修了)していること

【2 協力難病指定医】

協力難病指定医は、更新用の診断書(臨床調査個人票)のみ、記載ができます。

以下の2つの要件を満たす医師が対象となります。

- (1)申請時において5年以上診断・治療の従事経験(臨床医研修の期間を含む。難病以外の診断、治療経験でも可)があること。
- (2)都道府県又は指定都市が実施した協力難病指定医研修(※2)を受講(修了)していること。

○ 申請について

下記の必要書類を、京都市特定医療費認定事務センターまで郵送でお送りください。

＜提出に必要なもの＞

- ① 指定医指定申請書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医資格に認定されていることを証明する書類の写し(専門医のみ)
- ③' 都道府県又は指定都市が実施した(協力)難病指定医研修(※2)の(平成29年4月以降に受講した)修了証

【提出先】 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 4 階

京都市保健福祉局「京都市特定医療費認定事務センター」

電話 075-748-1212

○ 指定医の公表、更新について

指定後に、市から指定通知書を送付するとともに、主たる勤務先及び氏名等を京都市情報館(ホームページ)に掲載します。

※1 【参考】難病指定医の指定における厚生労働大臣が定める学会一覧(R6.6.17 時点)

学会	専門医名称	学会	専門医名称
日本内科学会	総合内科専門医	日本小児外科学会	小児外科専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医
日本外科学会	外科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本周産期・新生児医学 会	新生児専門医 母体・胎児専門医
日本産婦人科学会	産婦人科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本耳鼻咽喉科頭頸部 外科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本病理学会	病理専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本脊椎脊髄病学会	
日本救急医学会	救急科専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本リハビリテーション 医学会	リハビリテーション科専 門医	日本専門医機構	内科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医		小児科専門医
日本循環器学会	循環器専門医		皮膚科専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医		精神科専門医
日本血液学会	血液専門医		外科専門医
日本内分分泌学会	内分泌代謝科(内科・ 小児科・産婦人科・泌 尿器科・脳神経外科) 専門医		整形外科専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		産婦人科専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医		眼科専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医		耳鼻咽喉科専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		泌尿器科専門医
日本感染症学会	感染症専門医		脳神経外科専門医
日本老年医学会	老年科専門医		放射線科専門医
日本神経学会	神経内科専門医		麻酔科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		病理専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医		臨床検査専門医
日本呼吸器外科学会			救急科専門医
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医		形成外科専門医
日本心臓血管外科学会			リハビリテーション科専 門医
日本血管外科学会			総合診療科専門医

なお、上記の専門医資格等の名称は令和6年6月17日付けで改正されておりますが、改正前の専門医の資格証についても、有効期間内であれば有効な資格証として取り扱います。

※2 難病指定医研修について

令和2年2月1日からオンライン研修を実施しています。

受講を希望される方は、以下「申込フォーム」に御入力のうえ、利用申請してください。

[「申込フォーム」](#)

[「モバイル用申込フォーム」](#)

※上記は1名ずつしか申込みができませんので、多数の方の申込みをされる場合は、以下まで御相談ください。

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室難病担当

(電話：075-222-4161)

受講の流れ	
受講を希望する医師	京都市
1. オンライン研修の利用申込み 4. ユーザー登録申請 5. オンライン研修の受講 6. 修了証の受領 ※オンライン研修システムから印刷	2. 受理 3. ユーザー登録 URL の通知 ※申込みから約1週間でメール送付